平成27年生駒市議会第1回(3月)定例会議案(抜粋)

平成27年2月23日

生駒市教育委員会

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項 ,	補正前の額	補正額	計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
8 教育費		6, 485, 628	156, 000	6, 641, 628
	4 幼稚園費	2, 269, 683	156, 000	2, 425, 683

# 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

	款	項	事 業 名	金 額
		教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	2, 2.60
	教 育 費	幼稚園費	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	394, 943
		保健体育費	北部スポーツタウン事業	58,747
,				

2 変更

[単位 千円]

	款				<b>古</b>			補 正 前							補 正 後								
		款			·	貝		事	<b>i</b>	集 /	名	金	額		事	1	業	名		4	金	額	
100	教	育	費	幼	稚	園	費	南整	こ。 備	ども 事	園 業	7 3 8	, 4	0 0	南整	備	ど 事	も属	8	9	7,	6	0 0

TOMAS STANDARD TO TOMAS TO TOMAS TO TOMAS TO TOMAS TO THE

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事	項	期	間	限	度	額
生駒市高等学校等近	進学奨励金	平成26年度から 廃止されるまで		進学奨店 に対する		

## 第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

	L	シュリング	μi								L-1 1-4
[ ]	起	債の	月	的	狠	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
	本	育備	施事	設業		10	), 100	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内(た 見直し方式で る場合につい の見直しを行 おいては、当 後の利率)	が借り入れ いて、利率 示った後に	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により居置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

[単位 千円]

+7	/±					補	]	E	前					補	_	E	後	
起目	債	の的	限	度	額	起步	責の法	利	率	償還の方法	限	度	額	起債	か法	利	率 	償還の方法
中整(	学庸事	校業		60,	, 200	又	借入 は 発行	5.0%に対し借るつ利直行には見の%だ率がある。	し見ば人合てひをとい当し、直でれに、見 後て該後	にそ件銀のそともるしのり及限しは又借とる政つのに行場の協の。、都据びを、繰は換が。府い融よそ合債定とた市合置償短若上低えで資りのに権すすだ財に期還縮し償利るき金は条、他は者る 政よ間期 く還にこ		121	, 100	証書。 又 証券	は	5.0%だ率力の利直行には見のがた率力り場い率しつお、直利	1見式入合てのをたい当し、直でれに、見 後て該後	にそ件銀のそともるしのり及限しは又借とる政つのに行場の協の。、都据びを、繰は換が。府い融よそ合債定とた市合置償短若上低えで育て資りのに権すすだ財に期還縮し償利るき金は条、他は者る 政よ間期 く還にこ金は条

## ω

### 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

#### 歳 入

### (款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

	* T * O * **	補正額	÷1.	節		<b>弘</b>	HE
	.補 正 前 の 額	補正額	#T	区 分	金 額	<b>萨</b> 九	
7 教育費国庫補助金	362, 147	2,379	364, 526	4 保健体育費補 助金	2, 379	上中学校運動場夜間照明	設備整備事業補助金

## (款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円

		LA		#25	*.		節			<del>≅</del> X		88	
	Ħ	補正前の額	伸 止	独	ē⊤	区	分	金	額	DU .		91	
6 教育債		1, 179, 400	7	1,000	1, 250, 400	1 中学校位	責		60, 900	鹿ノ台中学校大規模老	朽改修事業債		
	• •			-	- }	4 保健体	育債		10, 100	上中学校運動場夜間照			

#### 歳出

### (款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

「単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 特 国県支出金	正定地	額方	の 財 債	財 源 源 そ の	内他	訳 一般財源	<u>節</u> 区 分	金 額	鋭り
2 幼稚園施設整備費	1, 553, 809	156,000	1,709,809					117		156,000	15 工事請負費 	156,000	南こども園建築等工事
、計	2, 269, 683	156, 000	2, 425, 683							156,000			

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者 生駒市副市長 小紫 雅史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

憲志寄附基金条例(昭和51年4月生駒市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「基金の額」を「基金の額(円)」に改め、同表図書設備基金の項を削る。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者 生駒市副市長 小紫 雅史

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年12 月生駒市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)別表の改正規定中「5,670円」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第2条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第3条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第4条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5, 500円 」を「3,000円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者 生駒市副市長 小紫 雅史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

「会議室206・301 別表第1の3の表中「会議室等」を「会議室」に、 1室につき

を「会議室206」に改め、同表和室の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月11日から施行する。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税 法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜 本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年12月生駒市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条のうち生駒市生涯学習施設条例別表第1の3の表の改正規定中「、「 510円」を「520円」に」を削る。